

Shimotsuke
Information
2

こども医療費助成を18歳まで拡大します

市では、現在中学3年生までをこども医療の助成対象としていますが、4月診療分から18歳到達の年度末までに拡大します。今回、新たに対象となるお子様へ新しい受給資格者証をお送りします。発送は3月下旬を予定しています。

※未就学のお子様は、現在お持ちの受給資格者証を継続してご利用ください。4月から小学校へ入学されるお子様へは、入学前（3月下旬）に受給資格者証をお送りします。

助成の流れ

現物給付

県内の医療機関等を受診する場合、こども医療費受給資格者証と健康保険証を提示することで、窓口での保険診療分の負担金について、お支払いがなくなります。

償還払い

県外の医療機関等を受診する場合は、医療機関等の窓口で保険診療分の負担金をお支払いいただき、診療月の翌月初日から1年以内に社会福祉課窓口にてこども医療費助成申請書と領収書原本を提出することで医療費が返還されます。

ご利用にあたっての注意点

- ・こども医療費受給資格者証及び健康保険証を提示しない場合、現物給付を受けることができません。保険診療分の負担金を支払った場合は、申請期間内に償還払いの申請をしてください。
- ・重度心身障がい者医療費助成やひとり親家庭医療費助成の対象となっている18歳以下のお子様についても、4月診療分からこども医療費が優先され、助成を受けることができます。
- ・学校等の管理下において発生したケガや疾病については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、保護者に対して医療費等が給付されますので、こども医療費助成制度ではなく、災害共済給付制度を優先してご利用ください。
- ・災害共済給付制度は、負担した医療費のほかに、見舞金の給付や、万が一の後遺障がいに対する補償がある等、有効な制度ですのでご利用ください。なお、災害共済給付制度をご利用される場合は、学校等と事前に相談していただき、医療機関等の窓口では、学校等での災害が原因であることを伝えて本人負担額をお支払いください。

■問い合わせ先 社会福祉課 ☎(32)8902

ジェネリック医薬品に切り替えてみませんか？

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で製造販売された後発医薬品のことです。

どうして低価格なの？

新薬の開発には大きなコストがかかりますが、ジェネリック医薬品の場合、すでに有効性や安全性が確認されている新薬と同じ有効成分の薬を製造するため、開発コストが大幅に抑えられるのです。

安全性は大丈夫？

医薬品医療機器等法にもとづいた厳しい審査をクリアし、厚生労働大臣から承認を受けた薬のみが販売されます。

全く同じ薬なの？

有効成分は同じですが、色付けや保存料として使用する添加物などには違いがあります。色

や形、大きさなどが変わって、新薬より飲みやすい薬もあります。

変更したいときはどうすればいいの？

まずは医師や薬剤師に相談してみましょう。国民健康保険の加入時や保険証の年次更新時に、ジェネリック医薬品希望カードを配布していますのでご利用ください。市民課の窓口でも配布しております。

年に3回差額通知を発送しています

国民健康保険被保険者の方の内、ジェネリック医薬品に変更した場合に医療費の差額が発生する方へ差額の目安を示した差額通知を毎年2月、6月、10月にお送りしています。通知が不要な場合には市民課までお問い合わせください。

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

JR小金井駅東西自由通路耐震補強工事

JR小金井駅東西自由通路の耐震補強工事に伴い、下記のとおり通行ができなくなります。ご利用の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■工事期間

2月中旬～2020年9月末まで（予定）

■通行止め時間

終電～始発の時間

■問い合わせ先

建設課 ☎(32)8908

✉kensetsu@city.

shimotsuke.lg.jp

